

授業を欠席する(した)ときの手続きの流れ

授業を欠席する理由は以下の項目のどれに該当しますか？

- ・ 病気や怪我による通院や入院
(インフルエンザ等の感染症を除く)
- ・ 忌引(「三親等以内の親族」以外の方)
などなど

- (1) 忌引(三親等以内の親族)
- (2) 学校保健安全法施行規則第18条に基づく感染症に罹患した場合
- (3) 罹災した場合
- (4) 公共交通機関の運休、遅延等で通学不能の場合
- (5) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づき、裁判員に選任された場合
- (6) 学生団体が加盟している連盟等が主催する公式行事に参加する場合
- (7) 本学が認める資格取得のための実習等に参加する場合
- (8) 就職試験を受験する場合
- (9) 本学が認めたボランティア活動に参加する場合
- (10) その他、学長が特に必要と認めた場合

欠席届の提出

UNIVERSAL PASSPORT の「各種資料ダウンロード」から**欠席届**をプリントアウトし、欠席理由などを記入して授業担当教員に提出する。

公認欠席願の提出 ①

UNIVERSAL PASSPORT 「WEB 申請」から対象の**公認欠席**を選択し必要事項を入力し、申請してください。
※ **提出期限・添付資料**は下記「公認欠席期間・公認欠席願提出先等一覧」を確認してください。
※ 上記(6)に該当する場合、UNIVERSAL PASSPORT「各種資料ダウンロード」から(様式 1)公認欠席願をダウンロードし、必要事項を記入の上、学生支援課に提出してください。

公認欠席願の提出 ②

承認された申請書(PDF)を公認欠席する科目の「クラスプロファイル」の「授業 Q&A 登録」から添付し提出してください。

注意！

「公認欠席」とは、特別な事由により授業を欠席するとき、所定の手続きを行い承認を受けた場合、授業を出席したこととみなすことをいいます。

ただし、公認欠席は提出書類の不備や期限を過ぎて申請した場合、教員の判断などで認められない場合があります。また、資格取得のため法律で定められた指定時間・指定単位を満たす必要がある場合は適用されません。

公認欠席期間・公認欠席願提出先等一覧

(欠席理由によって証明書類・提出期限・提出先が異なります)

公欠事由	公欠期間 ※1	提出期限 ※2	提出先事務局	証明書類(添付書類)
忌引	1親等7日以内 2親等3日以内 3親等1日以内 ※連続した期間とする	公欠期間終了日から 5日以内	教務課	会葬礼状等
感染症	学校安全法施行規則第十 九条出席停止の期間	登校許可が出た日か ら5日以内	健康管理課	医療機関の診断書又は診療明細書・薬剤情報提 供書等の受診を証明する書類の写し
罹災	学長が認めた期間	通学可能になった日 から3日以内	学生支援課	公的機関が発行した罹災・被災証明書
交通機関の 運休・遅延	当該授業時間帯 もしくはその当日	遅延は当日、運休は 当該日から3日以内	教務課	交通機関が発行した遅延証明書
裁判員の 任務	学長が認めた期間	当該日から7日前ま で(当該日が土曜日 の場合は前日の金曜 日まで)	教務課	公的な証明書(日時・場所・用件等が明記された もの)
公式行事の 参加	大会等に出場する期間で 必要と認められる最小限 度の日数	大会等の初日から (移動日がある場合 は移動日から)7日前 まで	学生支援課	開催要項、大会等参加届の写し等
実習等の参加	実習等に参加する期間	実習等の初日から (移動日がある場合 は移動日から)7日前 まで	実習支援センター	実習証明書
就職試験	就職試験当日のみ	就職試験日の通知か ら5日以内	キャリアセンター	就職試験関係書類の写し(氏名・日時・会場・受 験先事業所名・選考内容等が明記されたもの)
ボランティア活 動の参加	活動当日	初日から(移動日 がある場合は移動日か ら)7日前まで	生涯学習ボランティア支援課	ボランティア活動による欠席証明書
その他	学長が認めた期間をその 都度決定	事前(その都度指示)	学生支援課	関係書類

※1 遠隔地の場合は当該公欠期間の前後2日間を限度に加算して申請することができます。(就職試験を除く)

※2 一覧に定める期限までに提出がない場合、事後の申請は認められません。ただし、自己都合によらない不可抗力の事象により期限までに
申請できないときは、期限内の電話連絡等をもって事後の申請を認める場合があります。

【 連 絡 先 】

教 務 課	022-717-3315	キャリアセンター	022-717-3316
学生支援課	022-717-3314	健康管理課	022-717-3372
	生涯学習ボランティア支援課	022-717-3321	